

協賛会 規定

（規定の目的）

第1条 本規定は、愛知県アイスホッケー連盟（以下当連盟という。）連盟規約第4条及び第29条により事業達成に資するために協賛会、協賛会員及び協賛金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協賛会と協賛会員）

第2条 協賛会は、当連盟マーケティング委員会が管轄し協賛会員を募集する。

2 協賛会員は、当連盟の事業目的に賛同し、当連盟が実施する事業の遂行に必要な費用に充当するため協賛金を協賛会に納入する個人又は法人を含む団体（以下単に団体という）とする。

（協賛金とその用途）

第3条 協賛金は、個人及び団体とも1口5,000円とし、口数は制限しない。

2 協賛金は、一般会計に繰入れ愛知県代表選手育成強化事業に係る事業と本県におけるアイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興に係る事業の経費に充当するものとする。

（入会と会員の期間）

第4条 協賛会員として協賛会に入会しようとする個人又は団体は、協賛金を添えて協賛会に申請書を提出する。

2 会員の期間は当連盟の会計年度である毎年3月31日までとする。

3 当連盟の事業年度が次年度となる際には当連盟マーケティング委員会から期間延長について連絡することとする。

（退 会）

第5条 協賛会を退会しようとする場合は、協賛会へ退会届けを提出するものとする。また前条3項の連絡の際に期間延長に同意しないことにより退会できる。

2 前条2項の期限内の退会であっても協賛金の返戻はないものとする。

（会員の特典）

第6条 協賛会員は、次の特典を受けることができる。

1) 当連盟が開設するホームページにおいて協賛会員名の掲載（希望する会員）

2) 当連盟が主催又は主管する大会等のプログラムに協賛会員名の掲載（希望する会員）

3) 当連盟が主催又は主管する有料大会・試合の一般に優先した案内（入場券の販売を含む）

（報 告）

第7条 協賛会員は協賛金の用途について、当連盟から会員である会計年度のその概要の報告を受けることができるものとする。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合は当連盟マーケティング委員会を通じて会長が別に定める。

附則 この規定は、平成30年10月1日より施行する。